資料２－２

姫路市いじめ問題再調査委員会の提言について

○　姫路市いじめ問題再調査委員会からの提言について

姫路市いじめ問題再調査委員会からの提言	調査報告書の提言に係る市の取組について
（1）法的知識の確認といじめの防止等のための基本的な方針、いじめ重大事態調査に対するガイドラインに対する正しい理解	
・こども家庭庁及び文部科学省からのいじめの重大化を防ぐための留意事項集、いじめの重大化を防ぐための研修用事例集の活用	・いじめの重大化を防ぐための留意事項集、いじめの重大化を防ぐための研修用事例集の活用について、再度周知を徹底する。
・いじめ重大事態調査に関するガイドラインに示されているチェックリストの活用	**・校長会や生徒指導担当者会等を通じて、平時からチェックリストを活用するよう周知し、定期的に各校の活用状況について調査を行う。**
・全教職員による学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し	・各校のいじめ防止基本方針がより実効性の高いものとなるよう、ガイドラインや通知等を参考にしながら、全教職員による見直しを図ることを周知徹底していく。そのうえで、今後も各校のいじめ防止基本方針の内容を市教育委員会が確認し、より実効性の高いものとなるよう指導助言をしていく。
（2）いじめの未然防止	
・学校いじめ防止基本指針の実効性を高め、周知の徹底	・各校のいじめ防止基本方針については、年間指導計画を詳細に示すことや、保護者との懇談等の機会を利用し共通理解を図る機会を設定することなどを周知していく。 ・児童生徒に対しては、全校集会等の機会を利用し、担任や学年担任以外に相談できる教職員の存在と、いじめにあっている、あるいは、いじめを認知した場合に、具体的にどのように対応するかということを説明し、理解させるような取組を推進していく。
・いじめ防止体制をモニタリングする第三者委員会（いじめ防止対策審議会など）の設置の検討と準備	・いじめ防止対策審議会のようないじめ防止体制を客観的にモニタリングする第三者による委員会を設置することを検討していく。
（3）いじめの指導・対応	
・初期対応の重要性	**・児童生徒の日々のストレスや心身の変化を早期に把握するため、一人一台端末を活用した心の健康観察を導入する。** ・様々な機会を通じて、全教職員に対して、いじめの抱え込みは法的にも許されないという意識を徹底していく。また、教職員がいじめなどの兆候を適切に把握し、迅速に対応していくため、今後もいじめの定義についての周知を図り、更なるいじめの積極的認知を呼びかけていく。 ・いじめの重大化・深刻化を防ぐため、早期の段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した相談体制の充実やチーム学校による組織的対応を図っていくよう、引き続き各学校に指導を徹底していく。

・解消に対する正しい理解	・全教職員に解消の要件について周知徹底を図るとともに、安易に解消とせず、継続的に丁寧な見守りを重視することを周知していく。
（4）校内研修の重要性	
・失敗例の提示や重大事態の報告書の活用	・いじめ重大事態が発生した学校については、指導主事による研修だけでなく、臨床心理士や社会福祉士による児童理解等の研修を行っていく。 **・今後、重大事態の調査で得られた知見に基づいた具体的な事例による全教職員向けの研修を実施し、研修成果についての調査を行う。**
（5）いじめ態様別聴き取りの留意点（特に対象児童生徒に対して）	
・教員からの質問事項も記載	・聴取の記録を作成する際、教員から行った質問事項を記載するよう今後改善していく。また、児童生徒の発達や記憶の特性に配慮し、誘導や暗示の影響を抑えながら、できるだけ正確な情報を得ることを目指す面接法である司法面接の手法を採り入れることを検討していく。
（6）いじめ重大事態発生に対する平時からの準備	
・本委員会が姫路市で設置された最初の第三者委員会であり、これまでも本来第三者委員会で調査すべきであった事案が相当数あった可能性があることから、改めていじめ重大事態の調査に関するガイドラインの第２章いじめ重大事態に対する平時からの備えの確認	・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、生徒指導提要の内容を踏まえた指導主事による研修を実施し、全教職員が法やガイドラインに則り、適切に対応できるようにしていく。 ・各校のいじめ対応委員会には、必ずスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをメンバーとして位置づけるとともに、日頃から、積極的に警察、福祉等の関係機関と連携するよう助言していく。
（7）子どもの権利救済機関の設置の検討【こども未来局】	
・児童の権利を確実に守るため、教育委員会から独立した市長部局に機動性の高い相談窓口を設置することを求める。	**・教育委員会から独立した市長部局に機動性の高い相談窓口を設置する。**
（8）記録の重要性	・記録作成については、今後、協議した内容、助言された内容等についてもまとめるよう指導助言していく。
（9）学校と教育委員会の協働体制	
・特に当該校のような小規模校においては、いじめ重大事態発生時の教育委員会の関与は重要	・市教育委員会事務局内の横の連携を図りながら、学校からの相談内容に応じて適切な助言ができるよう指導主事の力量を高めていく。また、日頃から、学校と教育委員会が連絡を密にし、学校がいつでも相談できる体制を構築していく。
(10) 一人ひとりの児童生徒の理解の徹底	
・障害や特性の診断は一つの指標であり、児童生徒一人ひとりの個性にあったかかわり方を模索する。	・研修等の機会を活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの充実に向けた支援の在り方について学ぶ機会を設定していく。